



放課後デイサービス

【対象者】

- ・学校（小・中・高校・特別支援学校）に通学している障害児

※初めての申請の際は、①～③のうちひとつをご提出いただく必要があります。

- ①障害者手帳
- ②障害名・療育を要する旨記載のある診断書
- ③特別児童扶養手当を受給していることを証明する書類

【利用日】

授業の終了後（放課後）、休業日（土日祝日・長期休暇）

※あらかじめ決定される、月ごとの利用日数の範囲内でご利用ください。

【サービス内容】

- ・排泄や食事などの日常生活動作を習得するために必要な訓練
 - ・他者とのコミュニケーション能力に課題を抱えている児童の支援 等
- ※学童や塾、習い事との併用が可能です。

本人の状況や能力に応じて日数を検討してください。

【利用料】

利用料の1割を、利用者負担上限月額まで事業所等に直接支払います。

児童の所属世帯の税額（市民税所得割額）によって、下記の通り認定されます。

- ① 非課税世帯…負担上限月額 0円
- ② 課税世帯（所得割28万円未満）…負担上限月額 4,600円
- ③ 課税世帯（所得割28万円以上）…負担上限月額 37,200円

その他、実費負担が発生します（教材費・食費等）

問い合わせ先 鶴ヶ島市役所 障害者福祉課
障害者支援担当

TEL049-271-1111 内線 113・114